

豊田市求職者等セクシュアルハラスメント防止基本方針

1 基本的な考え方

求職者、採用試験（選考）への参加者、インターンシップ・オープンカンパニー参加者、実習生その他職業の選択に資する活動に参加する者（以下「求職者等」という。）は、安心して求職活動等に参加し、その能力を十分に発揮できる環境が確保されなければなりません。

求職活動等におけるセクシュアルハラスメントは、求職者等の人格や尊厳を傷付けるとともに、求職活動等を阻害し、本市に対する信頼や公正な採用・実習環境を損なう行為です。

本市では、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを一切容認せず、その防止及び発生後の迅速かつ適切な対応に組織的かつ統一的に取り組みます。

2 豊田市における求職者等セクシュアルハラスメントの定義

求職活動等において行われる、本市の職員による求職者等の意に反する性的な言動により、求職者等の求職活動等が阻害され、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、求職活動等を行う上で看過できない程度の支障が生じるもの

3 求職者等セクシュアルハラスメントに該当する行為の例

例示であって、これらに限定されるものではありません。

- ・ 性的な冗談、からかい又は性的な事実関係に関する質問
- ・ 容姿、体形、服装等についての性的又は評価的な発言
- ・ 不必要な身体接触又は性的な画像、動画等の提示・送信
- ・ 交際、食事、飲酒等への執拗な誘い
- ・ 採用、評価又は実習上の取扱いと私的な関係を結び付ける言動
- ・ 性別役割分担意識、性的指向又はジェンダーアイデンティティに関する不適切な言動
- ・ 相談、拒否又は事実確認への協力を理由とする不利益な取扱い

4 求職者等セクシュアルハラスメントへの対応基本方針

求職者等セクシュアルハラスメントに該当し得る事案を把握した場合は、相談者の安全、意思及びプライバシーに配慮し、事実関係を迅速かつ正確に確認します。事実が確認された場合は、被害を受けた求職者等への配慮、行為者への適正な措置及び再発防止を行います。

相談又は事実確認への協力を理由として、求職者等を採用選考その他の取扱いにおいて不利益に扱いません。特に悪質な場合は、警察への相談その他の法的な対応を検討します。

5 基本的な対策

- (1) 基本姿勢及び禁止方針の明確化並びに職員への周知
- (2) 面談時間、場所、実施体制及び連絡手段等の接触ルールの整備
- (3) 求職者等への方針、接触ルール及び相談窓口の周知
- (4) 人事課を窓口とする相談体制及び発生時対応体制の整備
- (5) 相談者等のプライバシー保護、不利益取扱いの禁止及び再発防止